

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

災害発生情報 No.149

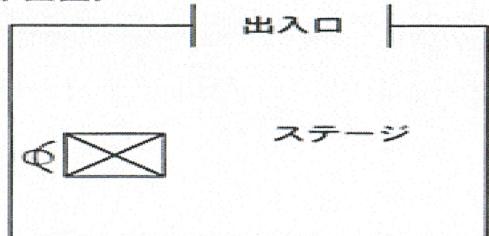
令和7年1月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

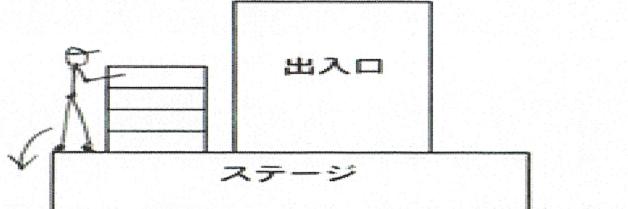
当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業種	食料品製造業	経験年数	8年	年齢	70歳代
発生年月	令和6年8月		発生時刻	12時台	
発生状況	搬入ステージ上に積み重ねられたコンテナを移動させようとしたところ、ステージから足を踏み外し約1m下のアスファルト地面に落ち、膝下を負傷した。				
負傷の程度／部位	脛骨近位端及び腓骨頭骨折／脛部	休業見込期間	若しくは死亡	3箇月	

(平面図)



(立面図)



1 原因

- ①墜落、転落する方向（ステージの端）へと立ち入ったこと

2 対策

- ①あらかじめ、作業方法を定め、それに基づく作業を徹底する。
作業方法については、ステージの端へ行ってコンテナを押すことをせず、ステージ側から引き込むことが考えられる。

図はイメージ。

◆安全衛生の窓◆

本件災害については、明確に規則に反しているという内容というものではありません。

しかし、ステージの端に行って押すことなく、ある一定の距離までをステージ中央部から引き寄せる作業方法をとっていれば、少なくとも落ちることはなかったはずです。

この逆方向からの作業は、

- ・運送業で使用されるレバーブロック（荷締めに使用する用具で、レバーを上下させてフック付きのチェーンを動かして用いる）を荷の上で使用する場合は、背を荷台内側に向けた姿勢で行い、後ずさりしないようにする
- ・フォークリフトによって大きな荷物を運搬するときは、前方視界が悪いので後進を利用した方が安全である

といった作業にも通じます。

逆転の発想、とまでは申しませんが、「安全な作業をするためには」という観点から、今一度、作業標準について見直していただければと思います。